

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	農林部	農政課	2018年 5月28日	平成30年度特定鳥獣イノシシ捕獲技術研修事業に関する業務委託	1,115,000	長崎市榊島町9-13 一般社団法人長崎県猟友会 会長 杉谷 和彦	特定鳥獣イノシシの捕獲技術研修にあたっては、イノシシ、わな及び猟銃の取り扱い等に専門的知識を有し、かつ狩猟全般について精通している者がその任に当たらなければならない。 現在のところそのような者を有する団体等としては委託予定団体をおいて他にはなく、本事業を委託できる唯一の団体である。	第167条の2第1項 第2号
2	農林部	農政課	2018年 10月12日	平成30年特定鳥獣イノシシ等捕獲技術研修事業の実施に関する業務委託	2,366,000	榊島町9-13-302 一般社団法人 長崎県猟友会 会長 杉谷 和彦	特定鳥獣イノシシの捕獲技術研修にあたっては、イノシシ、わな及び猟銃の取り扱い等に専門的知識を有し、かつ狩猟全般について精通している者がその任に当たらなければならない。 現在のところそのような者を有する団体等としては委託予定団体をおいて他にはなく、本事業を委託できる唯一の団体である。	第167条の2第1項 第2号
3	農林部	農村整備課	2019年 3月28日	平成31年度災害復旧事業事務システム運用保守改良業務委託	2,750,000	東京都中央区日本橋富沢町1 0番16号 一般社団法人 農業農村整備 情報総合センター 理事長 高橋 2437 8;	災害復旧事業事務システムは(一社)農業農村整備情報センターが農林水産省指導のもとに平成17年に開発したものである。 使用許諾権を有しているため、同センター以外がシステムの改良及びメンテナンス等を行なうことは出来ない。 これにより相手方が特定される。	第167条の2第1項 第2号
4	農林部	農村整備課	2019年 3月29日	平成31年度補助版農業農村整備標準積算システムVer.3長崎県版運用保守改良業務委託	5,280,000	東京都中央区日本橋富沢町1 0番16号 一般社団法人 農業農村整備 情報総合センター 理事長 高橋 2437 8;	積算システムとは、農林水産省が直轄工事のため開発したものである。 (一社)農業農村整備情報総合センターは農林水産省が開発した積算システムを県等の利用団体での使用を可能とするため、農林水産省と使用許諾契約を締結し、このシステムを補助版標準積算システムへ改良し提供・管理を行なっている。 補助版標準積算システムは同センターが著作権を有しているため、同センター以外がシステムの改良及びメンテナンス等を行なうことはできない。 これにより契約の相手方が特定される。	第167条の2第1項 第2号
5	農林部	諫早湾干拓課	2019年 3月29日	諫早湾干拓農地賃貸借契約	1,662,222	長崎市尾上町3番1号 公益財団法人 長崎県農業振 興公社 理事長 上田 裕司	国営諫早湾干拓事業は平成19年に完成し、平成20年4月より当地への入植・増反者による本格的な営農が開始されている。 当地では、平坦かつ広大な優位性を十分に生かし、環境と調和した先進的な農業を積極的に推進することとしている。 当地で展開する環境保全型農業の技術を確立し、営農のリスクを回避するとともに早期に営農を定着させるためには、入植・増反者の営農品目であるタマネギ、レタス、キャベツ等について当地で栽培試験等を行う場を確保することが必要である。 以上のことから、本件干拓地内のすべての農地を保有する(公財)長崎県農業振興公社より借受を行うものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	農林部	農産加工流通課	2018年 4月1日	平成30年度東京駐在職員公舎借上料	1,116,000	非公開	駐在職員の公舎として平成26年9月から借り上げており、東京駐在員の勤務先である東京太田市場から近く、業務遂行上、当該物件を継続して借り上げることが経済的かつ効率的であるため。	第167条の2第1項 第2号
7	農林部	農産加工流通課	2018年 4月1日	平成30年度大阪駐在職員公舎借上料	1,036,920	大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85 独立行政法人都市再生機構 西日本支社長 西村 志郎	借上公舎の賃貸借契約については、入居者の家族構成や職場までのアクセス等を考慮し、物件を特定する必要があるため、競争入札には適さない。 また、契約の相手方である都市再生機構については、敷金、礼金、仲介手数料、更新料の費用がかからず、入居者の家族構成に合わせた豊富な物件を有していること(全国で74万戸)、すでに大阪事務所職員公舎としての契約実績があり、信頼性が高く適正な契約相手と判断されることから、当該業者との随意契約としたい。	第167条の2第1項 第2号
8	農林部	農産加工流通課	2018年 4月2日	6次産業化サポート事業業務委託	9,337,000	長崎市桜町4番1号 長崎県中小企業団体中央会 会長 石丸 忠重	当該業務は、国の補助事業で事務所運営経費の他、間接経費等は認められていない上、プランナーの謝金単価は国の標準額に準拠し県で定めており、派遣旅費等も実費精算であることなどから競争入札に適さない。 また、事業者支援の継続の必要性があり、プランナー派遣、商談会などの6次産業化推進のノウハウを有しているのは、県内では長崎県中小企業団体中央会のみで県内で最も信頼できる事業者であることから、当該事業者を相手先として随意契約を行うもの。	第167条の2第1項 第2号
9	農林部	農産加工流通課	2018年 4月24日	6次産業化戦略に係る交流会開催業務委託	2,776,000	長崎市桜町4番1号 長崎県中小企業団体中央会 会長 石丸 忠重	当該業務は、国の食料産業・6次産業化交付金を財源としており、人件費や間接経費等は認められていない上、交流会講師謝金や旅費、会場使用料等の経費は実費精算であることなどから競争入札に適さない。また、事業者支援の継続の必要性があり、プランナー派遣、商談会などの6次産業化推進のノウハウを有しているのは、県内では長崎県中小企業団体中央会のみで県内で最も信頼できる事業者であることから、当該事業者を相手先として随意契約を行うもの。	第167条の2第1項 第2号
10	農林部	畜産課	2018年 4月2日	凍結精液流通管理システム保守管理委託契約	1,594,080	鹿児島県鹿児島市東開町4-104 (株)南日本情報処理センター 代表取締役社長 松窪 寛	本システムは、(株)南日本情報処理センターがプログラムの著作権を有し、保守管理を行っている「和牛登録システム(全国和牛登録協会長崎県支部)」と連結して、同社が開発したものである。保守管理に当たっては、プログラムの不具合やシステム障害に対応し、両システムを同時にチェックする必要がある。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため随意契約を行う。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	農林部	畜産課	2019年 3月28日	平成31年度長崎県死亡牛BSE検査円滑化対策事業に係る委託業務	9,493,200	諫早市下大渡野町2041-1 長崎レングリング協同連合理事長 本田 清秀	本業務は、BSE対策特別措置法で義務付けられている死亡牛（96か月齢以上の死亡牛の全頭、48か月齢以上の起立不能牛）のBSE検査を実施するため、農家等で死亡した検査対象牛を家畜保健衛生所獣医師が効率的かつ、漏れなく検査材料を採取することができるよう、該当死亡牛の一時保管と採材協力等を行うものである。 病性鑑定牛として家畜保健衛生所へ搬出される牛以外の死亡牛は、検査対象であるか否かに関わらず「化製場等に関する法律」に規定する死亡獣畜取扱場へ搬入し、処分されている。 検査対象牛の検査を漏れなく実施するため、死亡牛が搬入、処分される死亡獣畜取扱場へ委託することが効率的であり、長崎レングリング協同組合が運営する死亡獣畜取扱場に搬入された検査対象牛について当該組合へ本業務を委託するため、契約相手方が特定される。	第167条の2第1項 第2号
12	農林部	畜産課	2019年 3月29日	平成31年度長崎県死亡牛BSE検査円滑化対策事業に係る委託業務	4,048,920	東彼杵郡川棚町三越郷51-2 ハラサンギョウ株式会社 代表取締役 原 隆	本業務は、BSE対策特別措置法で義務付けられている死亡牛（96か月齢以上の死亡牛の全頭、48か月齢以上の起立不能牛）のBSE検査を実施するため、農家等で死亡した検査対象牛を家畜保健衛生所獣医師が効率的かつ、漏れなく検査材料を採取することができるよう、該当死亡牛の一時保管と採材協力等を行うものである。 病性鑑定牛として家畜保健衛生所へ搬出される牛以外の死亡牛は、検査対象であるか否かに関わらず「化製場等に関する法律」に規定する死亡獣畜取扱場へ搬入し、処分されている。 検査対象牛の検査を漏れなく実施するため、死亡牛が搬入、処分される死亡獣畜取扱場へ委託することが効率的であり、ハラサンギョウ株式会社が運営する死亡獣畜取扱場に搬入された検査対象牛について当該組合へ本業務を委託するため、契約相手方が特定される。	第167条の2第1項 第2号
13	農林部	林政課	2018年 4月2日	ながさき森林づくり担い手対策事業等委託	9,576,533	諫早市貝津町1122番地6 一般社団法人 長崎県林業協会 会長理事 八江 利春	森林整備の担い手を確保するため、林業就業説明会の実施や、建設業等からの参入を促す新規参入研修を実施するとともに、高性能林業機械の操作や搬出間伐の技術研修等を実施し、林業事業体の育成を進めるものであり、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき就業支援や研修を行うため、知事が「林業労働力確保支援センター」として指定している長崎県林業協会と連携して実施することが必要である。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	農林部	林政課	2018年 4月16日	長崎県地域材供給倍増協議会運営業務委託	4,135,153	諫早市貝津町1122番地6 長崎県森林組合連合会 代表理事会長 八江 利春	本委託業務は、県産材の流通にかかわる川上(素材生産)から川中(製材工場)、川下(加工工場、工務店)までの関係者が一堂に介した協議会が、県産材の流通情報のマッチング、県産材PR等の需要拡大対策、技術者の育成等を図るため業務を行うものであるが、本業務を円滑に行うに当たっては、川上の生産状況の情報や、木材市場、製材工場及びプレカット工場等への県産材流通のノウハウを有し、かつ、業務実施の組織体制が整っている唯一の団体である長崎県森林組合連合会しかなく、同組合に委託して実施する必要がある。	第167条の2第1項 第2号
15	農林部	林政課	2018年 4月27日	平成30年度新土木工事積算システムデータ(森林土木体系)改訂業務委託	8,046,000	長崎市田中町585番地5 扇精光ソリューションズ(株) 代表取締役 一瀬勝範	本業務はシステムの改変を伴い、プログラムの複製や改変、一部使用は著作権を侵害する行為となるため、著作権を有する扇精光以外は改変を行うことができない。	第167条の2第1項 第2号
16	農林部	肉用牛改良センター	2018年 4月3日	肉用牛の委託販売	単価契約 別紙のとおり	福岡県太宰府市都府楼南5-15-2 J A全農ミートフーズ株式会社 九州支社長 伊藤 浩紀	肉用牛改良センターでは、種雄牛の能力を判定する必要から日本食肉格付協会が事務所を設置している佐世保食肉センターへの出荷を行っている。 佐世保食肉センターへの肉牛の出荷、枝肉販売、販売額の精算まで一連の手続きを一括して行い、かつ年間を通して緊急時に受け入れを行うことができるのは、全農ミートフーズのみであり、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
17	農林部	肉用牛改良センター	2018年 4月4日	現場検定牛計6頭(友路他)売買契約	5,216,400	壱岐市芦辺町国分東触706番地 壱岐肉用牛改良組合 組合長 柳川 信行	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組織は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組織と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。 。 当地域において前述の条件を満たす組織は「壱岐肉用牛改良組合」1者のみである。	第167条の2第1項 第2号
18	農林部	肉用牛改良センター	2018年 4月4日	直接検定牛計3頭(幸福勝他)売買契約	3,034,800	壱岐市芦辺町国分東触706番地 壱岐肉用牛改良組合 組合長 柳川 信行	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。当センターは、県内で選抜された高能力母牛に指定交配を行い、改良組織と協力しながら、生産された子牛の育成指導、発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。 当地域において前述の条件を満たす組織は「壱岐肉用牛改良組合」1者のみである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	農林部	肉用牛改良センター	2018年 4月11日	現場検定牛計2頭(敬志他)売買契約	1,728,000	五島市吉久木町938 五島和牛育種組合 組合長 橋詰 覺	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組織は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組織と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「五島和牛育種組合」1者のみである。	第167条の2第1項 第2号
20	農林部	肉用牛改良センター	2018年 4月17日	現場検定牛計3頭(大典他)売買契約	2,764,800	平戸市田平町大久保免154 4 北松地区和牛育種組合 組合長 田淵 敏視	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組織は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組織と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「北松地区和牛育種組合」1者のみである。	第167条の2第1項 第2号
21	農林部	肉用牛改良センター	2018年 4月25日	現場検定牛計6頭(松忠敬他)売買契約	4,773,600	平戸市田平町大久保免154 4 北松地区和牛育種組合 組合長 田淵 敏視	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組織は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組織と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「北松地区和牛育種組合」1者のみである。	第167条の2第1項 第2号
22	農林部	肉用牛改良センター	2018年 4月26日	現場検定牛計4頭(忠敬他)売買契約	3,358,800	雲仙市吾妻町永中名1283 -1 県南地域和牛改良協議会 会長 金澤 秀三郎	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組織は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組織と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「県南地域和牛改良協議会」1者のみである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23	農林部	肉用牛改良センター	2018年 6月25日	現場検定牛計4頭(彦太郎他)売買契約	3,477,600	雲仙市吾妻町永中名1283 -1 県南地域和牛改良協議会 会長 金澤 秀三郎	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組織は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組織と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「県南地域和牛改良協議会」1者のみである。	第167条の2第1項 第2号
24	農林部	肉用牛改良センター	2018年 6月25日	直接検定牛1頭(勝春)売買契約	993,600	雲仙市吾妻町永中名1283 -1 県南地域和牛改良協議会 会長 金澤 秀三郎	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。当センターは、県内で選抜された高能力母牛に指定交配を行い、改良組織と協力しながら、生産された子牛の育成指導、発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「県南地域和牛改良協議会」1者のみである。	第167条の2第1項 第2号
25	農林部	肉用牛改良センター	2018年 6月26日	現場検定牛計4頭(平兼栄他)売買契約	3,531,600	五島市吉久木町938 五島和牛育種組合 組合長 橋詰 覺	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組織は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組織と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「五島和牛育種組合」1者のみである。	第167条の2第1項 第2号
26	農林部	肉用牛改良センター	2018年 6月29日	直接検定牛1頭(勝政)売買契約	1,047,600	平戸市田平町大久保免154 4 北松地区和牛育種組合 組合長 松田 辰郎	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。当センターは、県内で選抜された高能力母牛に指定交配を行い、改良組織と協力しながら、生産された子牛の育成指導、発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「北松地区和牛育種組合」1者のみである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2018年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：農林部

2019年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
27	農林部	肉用牛改良センター	2018年 7月24日	現場検定牛計6頭(勇気他)売買契約	4,881,600	苓岐市芦辺町国分東触706番地 苓岐肉用牛改良組合 組合長 柳川 信行	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組織は、現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛の交配を地域の繁殖業者に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、当センターは、改良組織と協力して発育、体型調査を実施し、購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「苓岐肉用牛改良組合」1者のみである。	第167条の2第1項 第2号
28	農林部	肉用牛改良センター	2018年 11月13日	直接検定牛1頭(大輔)売買契約	1,074,600	平戸市田平町大久保免1544 北松地区和牛育種組合 組合長 松田辰郎	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。当センターは、県内で選抜された高能力母牛に指定交配を行い、改良組織と協力しながら、生産された子牛の育成指導、発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「北松地区和牛育種組合」1者のみである。	第167条の2第1項 第2号
29	農林部	肉用牛改良センター	2018年 11月27日	直接検定牛3頭(桜安光他)売買契約	3,013,200	平戸市田平町大久保免1544 北松地区和牛育種組合 組合長 松田辰郎	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。当センターは、県内で選抜された高能力母牛に指定交配を行い、改良組織と協力しながら、生産された子牛の育成指導、発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「北松地区和牛育種組合」1者のみである。	第167条の2第1項 第2号
30	農林部	肉用牛改良センター	2018年 12月5日	直接検定牛計1頭(若葉)売買契約	1,004,400	苓岐市芦辺町国分東触706番地 苓岐肉用牛改良組合 組合長 柳川 信行	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。当センターは、県内で選抜された高能力母牛に指定交配を行い、改良組織と協力しながら、生産された子牛の育成指導、発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当地域において前述の条件を満たす組織は「苓岐肉用牛改良組合」1者のみである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
31	農林部	肉用牛改良センター	2019年 1月28日	直検牛2頭(正太他)売買契約	1,998,000	苓岐市芦辺町国分東舂706番地 苓岐肉用牛改良組合 組合長 柳川 信行	県内の肉用牛改良を推進するため、当センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。当センターは、県内で選抜された高能力母牛に指定交配を行い、改良組織と協力しながら、生産された子牛の育成指導、発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質、目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行う。当該地域において前述の条件を満たす組織は「苓岐肉用牛改良組合」1者のみである。	第167条の2第1項 第2号
32	農林部	肉用牛改良センター	2019年 2月12日	現場検定牛計5頭(和彦他)売買契約	4,028,400	長崎県雲仙市吾妻町永中名1263-1 県南地域和牛改良協議会 会長 金澤秀三郎	県内の肉用牛改良を推進するため肉用牛改良センターで行う種雄牛造成事業は、県内各地域の和牛繁殖農家が加入している改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して行っている。改良組織(育種組合、改良組合等)は、種雄牛造成や現場後代検定材料牛取得のための特定種雄牛精液の交配を地域の繁殖農家に依頼したり、生産された子牛の育成指導を実施しており、肉用牛改良センターは、改良組織(育種組合、改良組合等)と協力して発育・体型調査を実施し購入する牛を決定している。よって、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号
33	農林部	農林技術開発センター	2018年 4月4日	豚の委託販売	単価契約 別紙のとおり	島原市有明町大三東戊667-1 雲仙養豚農業協同組合 代表理事組合長 中村一彌	当センターでは年間300~400頭の試験を行い、試験終了後には枝肉や肉質を測定分析する必要がある。 正確なデータを収集するため試験豚は一定体重(約110kg)でと畜することとしているが、個体差があるため、出荷期には目標体重に達した豚から週2回程度の頻度で出荷し、また、枝肉調査についてもその都度実施するため、当センターからもっとも近い島原半島地域食肉センターへの出荷が不可欠である。 管内の豚を取り扱う委託業者は雲仙養豚農協とJA島原雲仙があるが、事前の聞き取りの結果、JA島原雲仙は島原半島地域食肉センターへの出荷実績がほとんどなく、集荷対応ができない。一方、雲仙養豚農協については島原半島地域食肉センターがメインの出荷であり、試験設計に対応した集出荷が可能であることから、雲仙養豚農協に委託するものである。	第167条の2第1項 第2号
34	農林部	農林技術開発センター	2018年 4月10日	肉用牛の委託販売	単価契約 別紙のとおり	福岡県太宰府市都府楼南5-15-2 JA全農ミートフーズ(株) 西日本営業本部 九州支社長 伊藤浩紀	農林技術開発センターでは、「長崎和牛」のブランド確立と効率的かつ省力的な生産管理技術の確立のため研究を行う目的から、日本食肉格付協会が事務所を設置している佐世保食肉センターへの出荷を行っている。 佐世保食肉センターへの肉牛の出荷、枝肉販売、販売額の精算まで一連の手続きを一括して行い、かつ年間を通して緊急時に受け入れを行うことができること、さらに、枝肉サンプルの入手が可能なのは、全農ミートフーズ(株)九州支社のみであり、「性質・目的が競争入札に適さない」ため、随意契約を行なう。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
35	農林部	農林技術開発センター	2018年 6月20日	肥育素牛(去勢子牛(黒毛和種))12頭売買契約	9,793,440	雲仙市吾妻町永中名1283-1 全国農業協同組合連合会長崎県本部 県南畜産事業所 所長 山川千秋	農林技術開発センターでは、「長崎和牛」のブランド確立と効率的かつ省力的な生産管理技術の確立のため研究を行っている。このため、試験に必要な系統・発育の条件を満たした一定の月齢の対象子牛を、同時に必要頭数確保しなければならない。 子牛の購入は、家畜取引法において、公正な取引と適正な価格形成を確保するため家畜市場において売買することとされている。 一方、地方自治法第234条で、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」とあり、せり買いは認められていないため、購入方法は、家畜市場の業務規定にある評価購買(随意契約)とする。 平成30年度においては、条件を満たす子牛の頭数が充分確保でき、輸送コストのかからない県南市場から購入する。 「評価購買」 家畜市場が評価委員を定め、家畜の評価を決定し、これを基に随意契約を行う方法	第167条の2第1項 第2号
36	農林部	農業大学校	2018年 6月19日	30農大畜備第1号 肥育素牛(去勢子牛黒毛和牛)売買契約	3,399,840	雲仙市吾妻町永中名1283-1 全国農業協同組合連合会長崎県本部 県南畜産事業所 所長 山川 千秋	・子牛の購入は家畜取引法において、公正な価格形成を確保するため家畜市場において売買することとされている。 ・一方、地方自治法第234条で、「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする」とあり、せり買いは認められていないため、購入方法は家畜市場の業務規定にある評価購買(随意契約)とした。 ・県内には家畜市場は5箇所あるが、輸送ストレスによる牛への負担及び輸送経費の増大を鑑み、飼育場所が一番近い県南畜産事業所より購入した。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

部署名：肉用牛改良センター 契約日：平成30年4月3日 契約の名称：肉用牛の委託販売

・ 物品(肉用牛)の販売価格

販売に当たっては、諸条件を考慮し、有利な販売条件で販売するものとする。

・ 経費の負担

物品の委託販売に要した経費は、県が負担する。

経費区分 販売手数料・・・相対の場合：販売価格（税込）の1.6%

セリの場合：販売価格（税込）の0.6%

共 助 金・・・販売価格（税抜）の0.2%

屠場経費は定められた経費の実績額とする。

運搬費は実績額による。

※平成29年度実績（出荷回数 10回）

売上額 66,451,639円

うち経費 2,422,696円（県負担支出額）

実質利益 64,028,943円

別紙

部局名：農政課（農林技術開発センター） 契約日：平成30年4月4日

契約の名称：豚の委託販売

項 目	単 価	備 考
販売手数料	販売価格の2.0%	
と畜検査料	1頭につき330円	
と場経費	定められた経費	
運搬料	定められた経費の実費額	

別紙

部局名：農政課（農林技術開発センター） 契約日：平成30年4月10日

契約の名称：肉用牛の委託販売

項 目	単 価	備 考
販売手数料	販売価格の0.6%又は1.6%	
互助金	販売価格の0.2%	
と場経費	定められた経費	
運搬料	実費額	